

札幌市立藻岩中学校体育文化振興会細則

(学校の部活動に係る活動方針)

この細則は、札幌市立藻岩中学校体育文化振興会会則第3条(活動)に基づき、体育文化に関する部活動を運営するため、第14条に従って設けるものとする。

1. 部の設置

この振興会には、会則第5条に従い、部の設立は、原則として年度はじめに希望生徒が10名以上いて、指導者、設備がそろって成立する。ただし、部の成立については、指導者会議で協議し職員会議の了承を得て、役員会で決定する。部の新設・廃部についても同様の取扱いとする。

2. 部活動の運営

全体の部活動に関する運営は、会則11条の指導者会議で行う。指導者会議は事務局長が招集する。事務局長は運営の内容を必要に応じて役員会に報告する。

3. 入部資格・手続き

入部資格は、会員の保護する藻岩中学校の生徒で、部活動に支障がないと認められたものとする。入部の手続きは、部活動加入申し込みと保護者の同意書を添え、事務局に提出し許可を受ける。入部の手続きは4月とし、途中転部及び退部は原則として認めない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

4. 会費・賛助会費

入部手続きをした会員は、会費を納入するものとする。但し、個人種目参加の会員からは徴収しない。また、年に1回以上賛助会費を募る。(今年度は4月)

* 途中入部の会費は会費を減額する。

5. 活動費

会則第12条(経費)により運営する。予算配分については指導者会議で審議し、役員会で決定する。ただし、各部の内容が異なるため、必要に応じて保護者会、指導者会議に諮り部費を決め、会員はこれを納入するものとする。また、遠征費については体文振特別会計全道・全国大会遠征費支出基準に則る。

6. 活動日・活動時間・休養日

部活動は、札幌市立学校における部活動活動基準に基づき、各部の計画により行われる。活動日・活動時間は、次の通り設定する。

札幌市立学校における部活動活動基準(令和2年3月改定)

- (1) 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- (2) 毎週、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)のいずれかを休養日とする。
- (3) 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- (4) 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- (5) 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- (6) 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取るこ

とができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- (7) 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
※過度な活動とならないよう留意すること。

その他、活動日・活動時間・休養日に関する詳細は別記第1のとおりとする。

7. 活動計画・競技会への参加

部活動の計画は、あらかじめ指導者会議を経て事務局長及び学校長に提出する。学校の施設、用具、場所などの使用・借用などは、学校長の承認を受ける。

また、各部が競技会・発表会・展示会に参加しようとするときは、学校長及び教職員に知らせる。

8. 役員の選出

会長はPTA副会長、副会長はPTA副会長と教頭、監査はPTA監査、会計(P)はPTA会計を推薦することとし、事務局長、事務局次長と会計(T)は、職員会議により選任される。

9. 附則

- (1) この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- (2) この細則は、平成30年5月7日一部改正。平成30年5月8日から施行する。
- (3) この細則は、令和2年5月15日一部改正。令和2年5月16日から施行する。
- (4) この細則は、令和6年10月11日一部改正。令和6年11月1日から施行する。**

別記第1 6. 活動日・活動時間・休養日

夏期は3月から10月、冬期は11月から2月までとする。

(1) 活動日・活動時間

- ①平日 朝練習 7:30～ 8:15
5時間日課 **15:00～ 2時間30分以内**
 《夏期》**17:30**下校完了 《冬期》**17:30**下校完了
6時間日課 16:00～ **2時間30分以内**
 《夏期》**18:30**下校完了 《冬期》**18:00**下校完了

- ②土日、祝日、長期休業期間中 8:00～16:00の間の**3時間以内**

(2) 休養日

- ・職員会議、校内研修会、札教研、学校閉庁日等のいずれかの日を学校として休養日に設定し、「全部活動休養日」として行事予定等に明記する。
- ・全部活動休養日は、各部の平日の休養日に含めてもよい。
- ・テスト3日前から活動停止として休養日とする。
- ・毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。公式大会等で土日とも休養日が設定できない場合は月曜日を休養日とする。また、練習試合等でやむを得ず3時間を超えた場合は、翌日を休養日とする。

内容は各部の計画に基づくが、あくまでも生徒の学校生活に則した活動をする。活動時は原則として指導者がいなければならない。やむを得ず指導者が不在のときは、指導者に準ずるものが代行する。上記時間帯以外で活動を行う場合は、事前に指導者が保護者の了解を得てから行う。